

### 3. 逃げ地図の活用

- 3-1 共同で現場を点検する
- 3-2 逃げ地図を展示・配布する
- 3-3 避難訓練を実施する
- 3-4 イベントを開催する
- 3-5 避難計画を作成する
- 3-6 緊急避難場所を指定する
- 3-7 避難場所や避難経路を整備・管理する
- 3-8 地区防災計画を立案する

## 3-1 共同で現場を点検する

- 作成した逃げ地図に記載された避難目標地点やそれに至る避難経路を歩き、共同で現場を点検することが重要である。
- 現場での点検結果を記録するとともに、ハード(環境)面とソフト(行動)面の両面から改善方策を検討することが望ましい。
- 共同で現場を点検した結果を踏まえて再び逃げ地図づくりをすることが望ましい。特に、土砂災害からの逃げ地図は、事前の現場点検結果の共有が重要である。

- 現場点検の重要性
- 現場での点検結果の記録
- ハード面とソフト面の改善策の検討



### 3-1 共同で現場を点検する

- 作成した逃げ地図に記載された避難目標地点やそれに至る避難経路を歩き、共同で現場を点検することが重要である。
- 現場での点検結果を記録するとともに、ハード(環境)面とソフト(行動)面の両面から改善方策を検討することが望ましい。
- 共同で現場を点検した結果を踏まえて再び逃げ地図づくりをすることが望ましい。特に、土砂災害からの逃げ地図は、事前の現場点検結果の共有が重要である。

#### ■ 現場点検の重要性

- ・ 逃げ地図は、現地の状況を知らない者でも、ハザードマップを読み込み、機械的に色塗りすることにより作成可能である。また、逃げ地図作成を通して、俯瞰的に地域の災害リスクを把握することができる。しかし、重要なことは、現場のリスクに関する認知であり、その状況に応じて必要な改善を図ることである。
- ・ 作成した逃げ地図を踏まえて、避難経路を歩いて避難目標地点までの歩行時間を計測するとともに、避難目標地点や緊急避難場所等を点検することが重要である。
- ・ 現場点検にあたっては、昼間だけでなく、夜間の状況も点検することが望ましい。

#### ■ 現場での点検結果の記録

- ・ 現場での点検結果は、その状況を写真撮影するとともに、その場所を地図上に記し、気がついた点を記述して記録化しておくことが望ましい。

- ・ 一般に、まち歩きWSの実施後には、用意した地図に気がついた点を記載し、WS参加者の間で共有する。現場点検を実施したら、気がついた点を作成した逃げ地図に上書きして情報を共有することが望ましい。
- ・ 「聞き書きマップ」<http://evisapo.com/safe-community/kikigaki-map/>は、身近な地域の安全点検を支援するために開発されたパソコン用の地図づくりソフトである。GPS受信機とICレコーダーとデジタルカメラを持って歩けば、歩いた経路と撮影場所が自動的に記録され、写真を選べば録音した時刻を簡単に検索することが可能である。

### ■ ハード面とソフト面の改善策の検討

- ・ 逃げ地図WSの成果および現場での点検結果を踏まえて、避難に関するハード面（避難場所や避難経路等の整備）およびソフト面（避難情報の周知や避難訓練の方法等）の両面について改善策を検討する。
- ・ 改善策の検討にあたっては、要援護者の避難について十分に留意する必要がある。また、昼間だけでなく、夜間の避難についても想定する必要がある。
- ・ 「まちの安全点検マップ」<http://evisapo.com/safe-community/map01/>というまち歩きからまちの危険箇所を素早く整理できるツールは、まとめたマップを活用して改善策を検討するシートやカードも用意しており、避難に関する改善策の検討にも活用できる。

### ● 参考事例

- ・ [秩父市市久那地区](#)では、土砂災害からの逃げ地図を作成したが、土砂災害警戒区域の危険性と緊急避難場所の安全性について共通認識を図る必要があったことから、町会役員と消防団員らが町会ごとに分かれて現場点検を行い、それをもとに再度逃げ地図を作成した。その結果、共通認識のもとに避難目標地点と避難障害地点を設定した逃げ地図を作成することができ、その後の地区防災計画の立案につながった。



秩父市久那地区：土砂災害警戒区域の現場点検



ワークシートを使った現場点検後の逃げ地図づくり

### 3-2 逃げ地図を展示・配布する

- 作成した逃げ地図は、学校や集会所等に展示・配布する等して、地域コミュニティの構成員や観光客等に対し、幅広く周知することが重要である。
- 作成した逃げ地図は、関係者に配布して、避難場所や避難方法について周知徹底することが望ましい。

#### ■ 逃げ地図の展示・掲示

- ・ 作成した逃げ地図は、逃げ地図づくりワークショップの参加者で共有するだけでなく、学校や集会所等の公共施設等に展示・掲示して、地域コミュニティの構成員に対し幅広く周知することが重要である。その際、逃げ地図づくり参加者のコメントをつけることが効果的である。
- ・ 展示・掲示した逃げ地図を見て、気がついた点をコメントできるようにしておくと、逃げ地図づくりワークショップの当日に参加できなかった人の意見を集約することができる。
- ・ 観光客等の地区外からの来街者が滞在する宿泊施設等には、作成した逃げ地図を掲示して来街者に対して避難場所を周知することが重要である。
- ・ 展示・掲示する逃げ地図は書き直し（リライト）した方が読みやすいが、手書きのものでも十分に記載内容を伝えることができる。

#### ● 参考事例

- ・ [鎌倉市立第一中学校](#)では、作成した逃げ地図を廊下に展示して、気がついたことを付箋に書いてコメントできるようにした。
- ・ [陸前高田市立高田東中学校](#)では、作成した逃げ地図を文化祭に展示した際に、逃げ地図づくりの趣旨と方法、作成時の様子の写真、作成した生徒の感想も展示した。文化祭には、地域住民も多数訪れ、その後、高田東中学校区の各地区（米崎・小友・広田）において地域住民らによる逃げ地図づくりが行われた。



鎌倉一中の廊下に展示された逃げ地図



高田東中の文化祭で展示された逃げ地図

#### ■ 逃げ地図の書き直し（リライト）

- ・ 展示する逃げ地図は、逃げ地図ワークショップで作成された手書きの成果を展示するだけでも効果的であるが、書かれた内容を的確に伝えるには、その目的を留意しつつ、書き直すことが望ましい。
- ・ Illustrator、Photoshop を使った逃げ地図の書き直し（リライト）の方法を示す。

##### ① WS 直後

- ・ ワークショップで作った逃げ地図の写真を撮る。コメントの書いてあるポストイットが貼ってあるもの

と、ポストイットを外したものの両方を撮影する。撮影後はポストイットを貼り直す。

- ・撮影したデータはPhotoshop等を使い、トリミングや歪みの修正をしておく。

## ② 色塗りのデータ化

- ・WS前につくったベースマップをもとにつくる。
- ・ベースマップのイラレデータで、新しいレイヤーをつくり、ワークショップの逃げ地図画像（ポストイットなし）を取り込む。
- ・画像のサイズを調整し、ベースマップに合わせる。
- ・画像の透明度を調整し、ベースマップが見えるようにする。
- ・色塗り用レイヤーをつくる。
- ・ペンツールで画像に合わせて道に色を塗る。

緑：C 100%, M 0%, Y 100%, K 0% , 黄緑：C 50%, M 0%, Y 100%, K 0%

黄色：C 0%, M 0%, Y 100%, K 0% , 橙：C 0%, M 50%, Y 100%, K 0%

赤：C 0%, M 100%, Y 100%, K 0% , 紫：C 50%, M 100%, Y 0%, K 0%

茶色：C 500%, M 100%, Y 100%, K 50% , 黒：C 100%, M 100%, Y 100%, K 100%

- ・その他避難場所（○, ◎）、避難目標ポイント（●）、避難方向（→）もマッピングする。

## ① コメントの分類

- ・WS中に出たコメント（ポストイット）を、その内容ごとに以下の5つに分類する。

- ①地区の概要（茶色）
- ②震災時等の記録（緑）
- ③計画事業等（青） 復興事業・防災計
- ④避難時のポイント（黒）
- ⑤検討課題（赤）

・分類した意見は、上記の色の文字で地図の図のように、透明度30%ほどの白塗りのすると見やすい。

- ・場所が限定されている意見は、関連するイットが貼ってあった場所に載せ、そ関する意見はまとめて載せる。



画等

に載せる。右四角を背景に

場所（ポストの地区全体に

## ④レイアウト

- ・タイトル（〇〇市〇〇町逃げ地図 等）
- ・ワークショップ開催日、地図作成日、主催・共催・後援・協力者等
- ・縮尺、方位、逃げ地図のカラーバー
- ・凡例（緊急避難場所、避難目標地点、避難方向、高台、海面・水面、コメント色分け 等）

以上を地図に載せ、レイアウトを整える。

## ■ 逃げ地図の配布

- ・作成した逃げ地図を配布する際には、その目的を確認した上で、記載されたコメント等を取捨選択し、書き直し（リライト）した方が望ましい。
- ・ゼンリンなどの市販の地図を用いた逃げ地図を配布する場合には、新たに申請書を提出して許諾を得る必要がある。
- ・学校のイベントにおいて子どもたちが作成した手書きの逃げ地図を配布する方法は、広く成果を周知するだけでなく、世代間の連携を図る上でも効果的である。

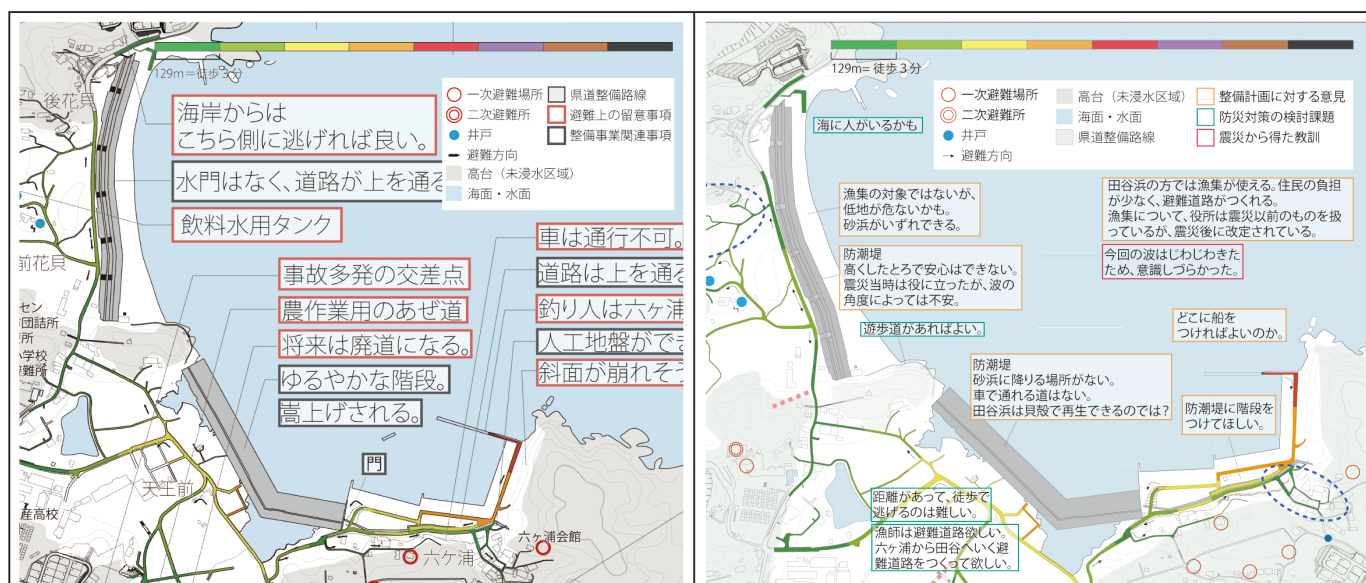
●参考事例

- ・ **陸前高田市広田町**では、住民に広報する逃げ地図は、「避難上の留意事項」と「整備事業関連事項」の2種類にして、後者は避難に係る整備事業の情報のみを記載することにした。その代わりに、地区毎に「課題図」と題した逃げ地図を作成し、「整備計画に対する意見」と「防災対策の検討課題」のほとんどを掲載した。「震災からの教訓」も1/5程度採用し、色分けした枠内に記述した。広報版は、的確な表現に改めて各地区の役員に確認・修正を依頼したが、「課題図」はほぼそのまま掲載した。リライトした地図には、市が指定した「一次避難場所」と「二次避難所」を記し、広田町は井戸の位置等も記して防災マップとして活用できるようにした。
- ・ **陸前高田市小友町**では、国土地理院発行の災害復興計画基図(1/2,500)をベースマップにして逃げ地図を作成し、ワークショップ中のコメントを整理・取捨選択した掲載してリライトした逃げ地図を印刷して2015年5月に小友地区の全戸に配布した。
- ・ **陸前高田市広田町**では、住民および関係行政機関に報告するとともに、広報版を各地区公民館等に掲示した。また、広田町の「課題図」は、広田地区の被災した低地部の土地利用に関する復興まちづくり計画の基礎資料として活用された。

表 陸前高田市の小友町と広田町の逃げ地図作成WSのコメントの分類・整理 ※小友町のカテゴリ項目の名称

分類項目 (※)	小友町の逃げ地図WSで出されたコメント例	B/A	広田町の逃げ地図WSで出されたコメント例	B/A C/A
震災から 得た教訓 (震災時の 記録)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難誘導していた交差点</li> <li>● まず避難した場所、20～30人が集まった</li> <li>● 避難用看板をボランティアの協力で作った</li> </ul>	7/27	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災後発電機を用意する家庭が増えた</li> <li>○ 道路分断で孤立し、ネットも無かった</li> <li>○ お稲荷さん、寺は津波を被っていない。安全。</li> </ul>	0/194 39/194
整備計画に 対する意見	該当するコメント無し	0/0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県道の整備により孤立問題は解消</li> <li>○ 高台移転地に避難場所を設定したら良いのでは？</li> </ul>	18/119 91/119
避難上の 留意事項 (避難ポイ ント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車危険。高さもないし上にも避難できない</li> <li>● お寺境内に避難</li> <li>● 腕の良いドライバーなら通れる道路</li> </ul>	10/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大半の人が3分で県道まで逃げられる</li> <li>● 津波のときにつぶれる可能性がある道路</li> <li>● 集団移転すると避難場所が変わる</li> </ul>	49/52 0/52
防災対策の 検討課題 (課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行き止まり。道がせまい</li> <li>● 心理的に恐怖だが、海岸に向かう方が近い</li> <li>● 車を置ける場所が少ない、車を置ける幅がない</li> </ul>	16/19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁に出ている人の避難方法は？</li> <li>○ 施設整備と同時に来客用避難対策を考えるべき。</li> <li>○ 生活弱者を想定した方がよい</li> </ul>	0/89 80/89

注) A:WSで出されたコメント総数、●(B):住民への周知用に採用したコメント(数)、○(C):広田町において課題図に採用したコメント(数)



広田町の逃げ地図（住民向け広報版）の一部

広田町の地区毎に作成された「課題図」の一部

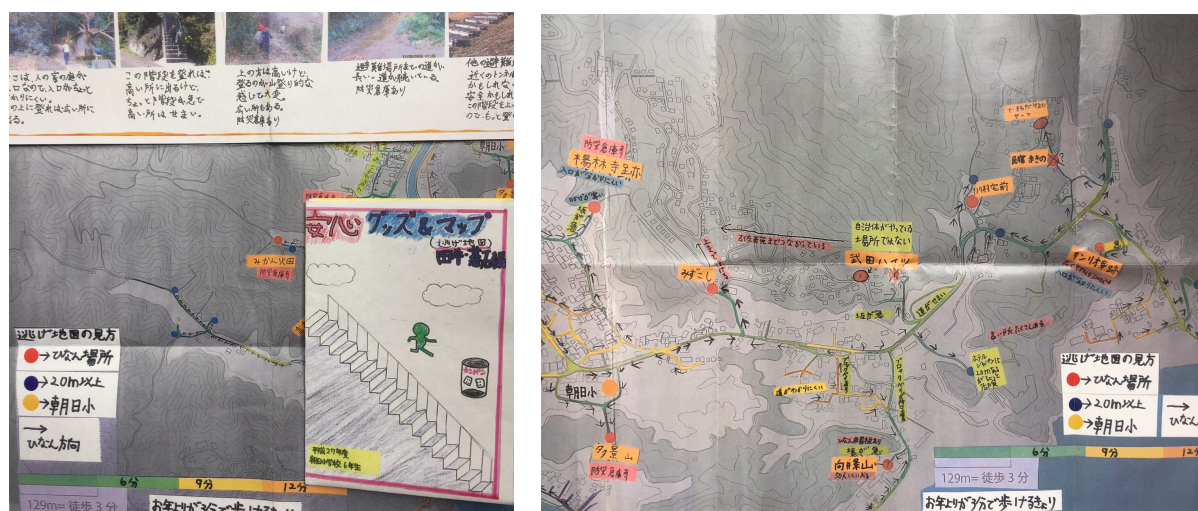
出典：白幡玲子・山本俊哉・神谷秀美・谷口景一郎・羽鳥達也・木下勇「陸前高田市において作成された逃げ地図の整理と表

現の方法 -逃げ地図を活用した津波防災まちづくりに関する研究(10)- 」日本建築学会大会(関東)学術講演梗概集, 2014年9月6日

小友町地区住民に全戸配布した逃げ地図 → [こちら](#) (グーグルドライブ中にあります!)  
陸前高田市広田町の逃げ地図 (住民向け広報板) → [こちら](#) (添付ファイルにリンク)

[秩父市上白久地区](#)では、作成した逃げ地図は町会指定の避難場所に掲示するだけでなく、全戸に配布して自宅の見えやすい場所に掲示するように促した。

[下田市立朝日小学校](#)では、毎年2月に開催される「はまぼう発表会」(保護者や地域住民に対する児童たちの研究発表会)において、6年生が自ら作成した3種類の手書きの逃げ地図と緊急避難場所の写真とコメント入りの防災パンフレットを配布したところ、来場した保護者や地域住民の反響が大きく、そのうわさを聞いた県の土木事務所が会議資料として使用するまで広がった。



2015年度に小学6年生が作成して保護者や地域住民に配布された逃げ地図と防災パンフレット

### 3-3 避難訓練を実施する

- 作成した逃げ地図を活用して、緊急避難場所や避難目標地点に避難する訓練を合同して行うことが望ましい。
- 逃げ地図を活用した避難訓練は、避難時間の計測や参加者アンケートなどにより、データを取ることが望ましい。

#### ■ 逃げ地図を活用した避難訓練

- ・ 作成した逃げ地図を活用して、市町村が指定した緊急避難場所や身近な避難目標地点に避難する訓練を合同して行い、避難行動を共有することが望ましい。その場合の避難訓練の方法としては、防災無線等で避難開始を合図し、参加者がそれぞれ決められた避難場所等に移動して避難時間を確認する方法が容易である。
- ・ 定期的な防災訓練では、会場を避難場所に見立てて、そこまでの避難経路と避難時間を確認するとともに、集めた会場で、作成した逃げ地図とその内容を紹介して要点を説明する方法もある。

#### ● 参考事例

- ・ [秩父市久那地区](#)では、市の合同防災訓練の日に各町会単位で指定避難所等、予め定められた場所に集合し、そこで町会長が自ら連続ワークショップを通して作成した土砂災害からの逃げ地図の要点を参加者に説明して周知を図った。



秩父市久那地区の防災訓練で集まった参加者に町会長が自ら逃げ地図の成果を説明した。

- ・ [秩父市上白久地区](#)では、避難時間を表示した色を塗ることで、所属する区とは関係なく、どちらの区の避難場所に逃げた方が近いかが一目瞭然となり、区の枠組みを超えて避難することが3区の間で合意されたが、町会主催の防災訓練において作成した土砂災害からの逃げ地図を使った避難訓練を実施し、その結果を踏まえて、区の枠組みを超えた緊急避難場所について検討することにした。

#### ■ 避難訓練においてデータを収集する

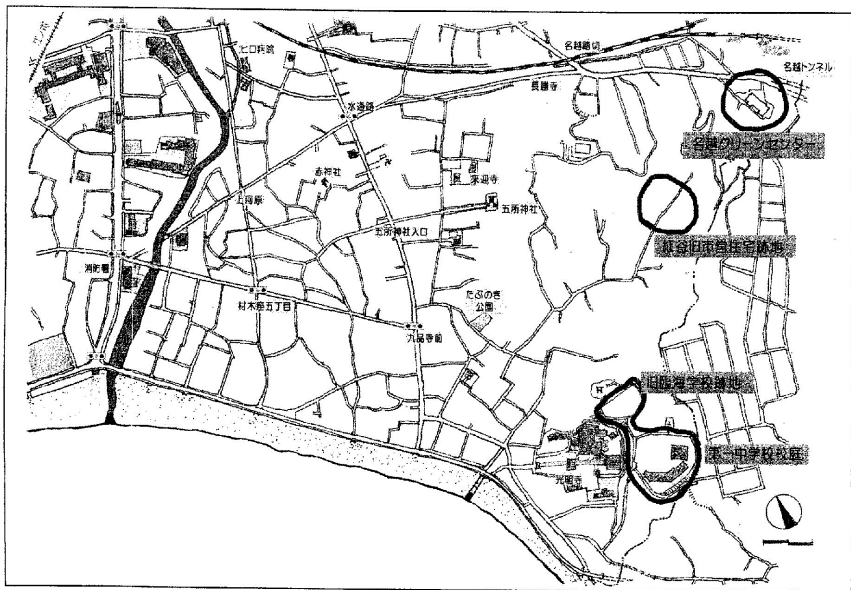
- ・ 予め定められた時刻に避難を開始して、予め定められた避難場所に集合する場合は、簡単なアンケートを行い、避難に要した時間や参加者の属性等を把握することが望ましい。

#### (参考事例)

- ・ [鎌倉市材木座地区](#)では、材木座自治連合連絡協議会が2013年5月27日の平日午前中、約850人の参加者を得て合同の津波避難訓練を実施した。午前10時にサイレンが鳴り、参加者は地区内3箇所の避難場所のいずれかに10時半までを目標に徒歩で避難し、その経路と時間を地図に記入するアンケートに答えた。同協議会では、研究機関の協力を得てデータを集計し、避難計画の検討に活用した。



参考：タウンニュース鎌倉版 2013 年 6 月 7 日 → <http://www.townnews.co.jp/0602/2013/06/07/191068.html>

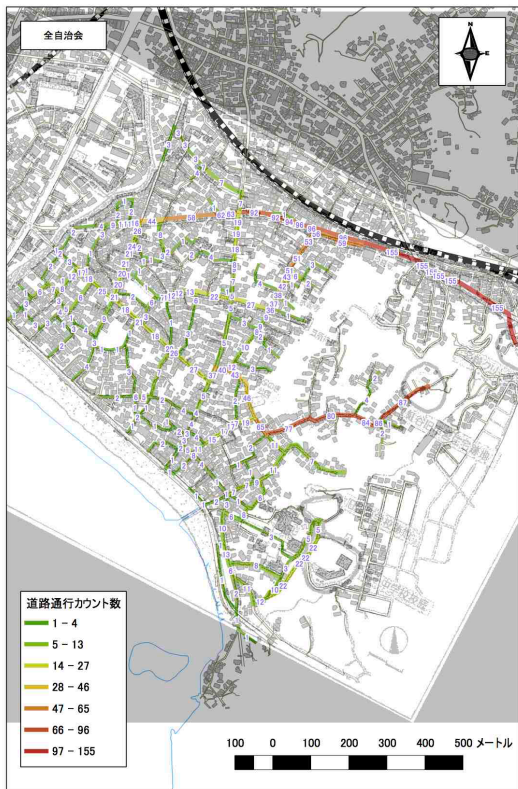


鎌倉市材木座地区津波避難訓練の参加者が自ら避難した経路を記入した地図



### 鎌倉市材木座地区津波避難訓練の様子

- 左上：地域住民のほかに幼稚園や保育園、介護老人施設なども参加
- 右上：地震時には倒壊のおそれのある老朽ブロック塀などもチェックしながら避難
- 左下：終着地点の避難場所では、避難時間と避難経路などのアンケートに回答
- 右下：ヘルメットをかぶり、園児をベビーカートに乗せて避難訓練に参加したグループも



鎌倉市材木座地区津波避難訓練参加者の道路通行カウント数を示した地図

### 3-4 イベントを通して拡げる

- 作成した逃げ地図は、多世代交流を促す防災イベントを通して避難活動に対する関心を高め、災害時の自助・共助の取り組みを進めることが重要である。
- 逃げ地図を使ったイベントは、「キツネを探せ」のように、子どもを対象に地域の防災資源を活用して企画すると効果的である。

#### ■ 多世代交流型イベントの重要性

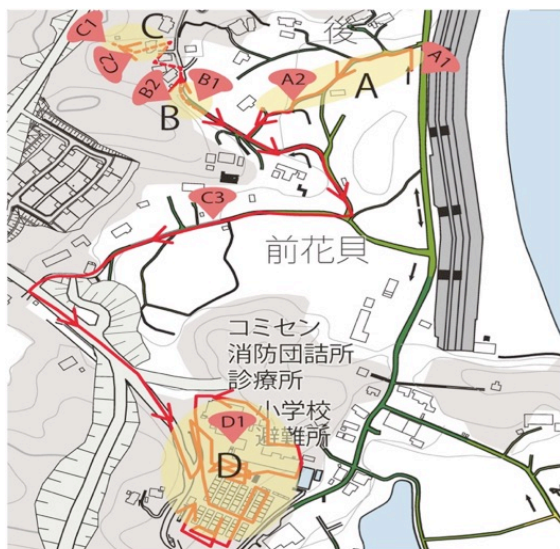
- ・従来型の避難訓練や防災イベントは、参加者が高齢化・固定化する傾向にあり、避難活動に関する関心をさらに高め、災害時の自助・共助の取り組みを進めるには、多世代交流を促すことが重要である。
- ・逃げ地図づくりワークショップは、避難に関する自助や共助について検討し、多世代交流を促す好機となっているが、どうしても参加者が限定される傾向にある。こうしたことから、作成した逃げ地図を活用して避難に関する自助や共助の取り組みを促進する多世代交流イベントの開催が求められている。
- ・作成した逃げ地図を活用して陸前高田市広田地区と下田市旧市街地で開催された「キツネを探せ」というアートイベントは、楽しみながら避難に関する自助・共助の重要性や地域の防災に関する歴史を学び、多世代交流を促進する好機として関係者の高い評価を得ている。

#### ■ 地域の資源を活用した企画

- ・逃げ地図には、避難目標地点もしくは緊急避難場所に至る避難時間や避難方向が記されていることから、逃げ地図を使ったイベントはそれらを現地で確認することが起点となる。
- ・逃げ地図を活用した「キツネを探せ」は、子どもに焦点をあて、地域の歴史的な防災資源を巡りながら避難目標地点（緊急避難場所）に向かう防災学習イベントである。地域の歴史的な防災資源を活用することで参加者の地域に対する関心と愛着心を高めるとともに、多世代交流の機会を創出している。
- ・「キツネを探せ」は、タブレットに配信される映像を使い、昔からの外遊び、得点を競うというゲーム性を内包しており、いわば楽しみながら地域の防災資源について学ぶことで波及効果を高めている。
- ・「キツネを探せ」のプログラムには、避難経路に配置した「避難を諦めている高齢者」にどのように声をかけるのかという防災ゲーム・クロスロードの要素もあり、人的な防災資源を含めてプログラム化している点も注目に値する。

#### ● 参考事例

**陸前高田市広田町**では、2014年8～9月に中学生、消防団、漁協女性部ら地元関係者によって作成された逃げ地図を町内の各公民館に掲示する等して普及に努めてきたが、一定の限界があった。また、地元の小中学生の中には、逃げ地図に示された避難経路を歩いた経験に乏しく、保護者の中には日常的な安全性に対して不安の声があがっていた。そこで、逃げ地図に表示された避難経路をA海岸→B津波遡上点→C緊急避難場所→D指定避難所の順に体験するコースを巡る「キツネを探せ！ in 陸前高田」というアートイベントを実施した。





逃げ地図を活用した「キツネを探せ! in 陸前高田」の大野コースと実施風景

- ・ **下田市旧市街地区**では、2016年10月に作成した逃げ地図を活用して、まちで遊びながら防災について学ぶ「下田遊ぼう祭2016」(<http://asobousai.info>)を開催した。この「遊ぼう祭」では、開発したアプリを使って津波避難ビルへの避難時間を競う「petapeta×防災」のほか、過去の津波の痕跡等の防災資源を学びながら、緊急避難場所の高台に共同で避難する「キツネを探せ in 下田」が行われ、地区内外から大勢の老若男女の参加者を集めた。

**ようこそ遊ぼう祭!**

自分の身は自分で守れ! 「遊ぼう祭」とは、「まちで遊ぶ」ことが防災に繋がるという考えに基づき、地域の防災活動にアートやデザイン、エンターテインメントの要素を取り入れた新しい防災イベントです。

**会場 MAP**

トイレ、A、B、C、D、E、出口、入口、デパート、下田市庁舎、ミュージアム

**イベントのタイムスケジュール**

【開催】 10:30~12:00

- Aコース すごい災害訓練 体験
- Aコース DRONEBIRD を飛ばそう
- Aコース 地図づくりワークショップ

【開催】 13:30~15:30

- Aコース DRONEBIRD を飛ばそう
- Bコース 逃げ地図ワークショップ
- Cコース 「キツネを探せ」体験
- Dコース Peta Peta × 防災 体験

※各コースでの展示については、期間中いつまでご覧になれます。

**すごい災害訓練 DECO**  
 Disaster Evaluation Coaching  
**DECO**  
 避難経路やアースクイズや避難準備ワークシートでのスキルを学び、地域コミュニティを核とした避難時のコミュニケーションや避難経路について、ICTスキルを体験。町を歩き、歩いて学ぶ実践的な防災訓練!

**DRONE BIRD**  
 空飛ぶ防災訓練しながら、避難の拠点となる「ワンポイント避難地」を体験。そこで災害の経路をも確認しながら、最終3階階以内に避難し、避難公開できます。

**マッピングパーティー**  
 避難の安全確保場所までの避難経路上に階級一目でわかる「逃げ地図」を作成。その中を歩くと「逃げ地図」が完成。避難経路と避難場所を共有し、誰でも活用できるマップ。

**逃げ地図ワークショップ**  
 過去の津波被害発生までの避難経路上に階級一目でわかる「逃げ地図」を作成。避難経路と避難場所を共有し、誰でも活用できるマップ。

**「キツネを探せ」**  
 マップアプリを開いて場所を探し、参加者のスマートフォンに避難経路を記録。それを集めてマップを作る。逃げながら津波からの避難経路を学ぶ。みんな一緒に参加!

**PetaPeta × 防災**  
 PetaPeta はスマートフォンアプリを使った「逃げ地図」を作成するためのアプリ。Peta Peta × 防災 は、PetaPeta を使って実際に逃げたことで、防災を楽しくできる。

**丸んの手料理 NanZ Kitchen**  
 「第一歩目」の手料理、防災 NanZ Kitchen のサポートを体験いたします。下田の食文化を伝える手料理1300円が、様々なメニューも準備しております。

MAP  
**遊ぼう祭 2016**

この赤い丸印は、高さが20M以上の避難目標ポイントじゃ!

わしのおすすめ観光コースの紹介じゃ!!

色によって避難目標ポイントまでの時間がひと目で分かるのじゃ

距離 1.29M 2.56M 3.87M 5.16M 6.45M 7.74M 9.03M  
徒歩 3分 6分 9分 12分 15分 18分 21分

📍 逃げ地図を見ながらまちに出よう!

① Nanz Village  
国の登録有形文化財「田南豆製米所」の跡地に建設された総合商業施設。逃げモノ買いや食事も!

⑤ 平野屋  
江戸時代から続く元欠乏所の建物を利用したアンティークなカフェレストラン。お店の中には足湯もありませんよ。

② 平井製菓本店  
平井製菓は陶器の町、下田に昭和二十三年に創業した和菓子店です。人気NO.1の牛乳あんぱんがおすすめ!!

⑥ 下田開国博物館  
幕末開国の歴史がわかる町、下田で必ず見ておきたい歴史資料の数々。ここにはしごが、貴重な史料を今に伝える記念館。

③ 昭和湯  
少し歩き疲れたら銭湯に入るのはいいかげてしよう。下田市特有のナマコ型が自印。

⑦ 宝福寺  
もと下田奉行所跡。江戸初期の内作の建築。彫刻、延宝5年開創上人像伝も残ります。

④ ベリーロード  
幕末、ペリー提督が歩いたとされるベリーロードは、平瀬川沿いに700mほど続いている。緑豊かな美しい小径です。

⑧ 磯華亭  
昔ながらの伊豆産の海鮮料理の専門店。下田名物の金目丼は絶品です! 観光のあと、夕食にいかが?

下田市の祭 2016 実行委員会  
特別協力: Nanz VILLAGE・伊豆急行(株)  
協賛: 伊豆建設(株)・下田建設業組合・セガエシ(株)・(株)下田漁具・小村シロエ設備  
(株)外間組・(一社)伊豆下田法人会下田支部・長田建設工業(株)・(株)辻村製菓社

逃げ地図に観光情報を加えた下田遊ぼう祭 2016 のパンフレット

2016年10月31日 平成28年度 下中互版 第8号

## 下中版遊ぼう祭

10月21日(金)明治大学の山本先生、森脇先生を中心に「下中版遊ぼう祭」を実施していただきました。これは22日(土)に実施する「下田遊ぼう祭2016」の下田遊ぼう祭2016実行委員会にお願いして特別に実施してもらったものです。

一度に200人以上の対応するために下田市内外の多くの人の協力を得て実施していただきました。

ご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。

災害はいつ起きるのかわかりません。年に3回行っている避難訓練も校内での対応だけです。もし子どもたちが下田市のまわりをながめている時に発生したら?等、いろいろな場面が考えられます。そんな状況を想定して、少しでも訓練ができたかと懸念している時に、「遊ぼう祭」の企画を知り、全校で実施させていただきました。

1年逃げ地図作り  
これは3年前に下中で実施した逃げ地図作りが起点となって、この遊ぼう祭につながっているのだそうです。明日小出身の1

年生は、この逃げ地図作りを小学校で体験しているので、各級のリーダー的存在になっています。

2年クイズを採集  
3年すごい災害訓練

マップレットを使って、ゲーム感覚で遊びながら津波の怖さを実感したり、避難訓練、異種連携訓練などを行う、新しい感覚の訓練です。

大学の先生方以外にも明治大学、千葉大学、首都大学東京、工学院大学などの大学生大勢にもお世話になりました。

遊ぼう祭で逃げ地図作成後に避難訓練を行ったことを報じた下田中学校の学校便り

### 3-5 避難計画を検討する

- 作成した逃げ地図を活用して、自主防災組織等が主体的に緊急避難場所の指定や整備、避難に関する協定等  
を検討し、避難計画を検討することが重要である。
- 作成する避難計画は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の各発令を念頭に、どこ  
にどのように避難するかを検討する。

#### ■ 逃げ地図を活用した避難計画の検討

- ・ 逃げ地図ワークショップを主催した自主防災組織又は自治会等の協議会において、作成した逃げ地図を活用し  
て、次の事項について主体的に検討し、市町村と協働して避難計画を検討することが重要である。
  - ① 緊急避難場所（高台の避難広場、津波避難ビル等）の指定
  - ② 避難通路・避難階段等の整備
  - ③ 避難行動要支援者の避難方法
  - ④ 災害時における避難に関する協定
  - ⑤ 旅館など事業者の観光客への周知活動
  - ⑥ 避難訓練の方法
- ・ 緊急避難場所は避難所と区別し、地震や津波、土砂災害災害等の異常な現象ごとに指定することが重要である。  
詳しくは、「3-6 緊急避難場所を指定する」を参照。
- ・ 避難行動要支援者の名簿作成とその事前開示は、災害対策基本法で義務付けられていることから、避難行動の  
支援の実施に係わる関係者は、作成した逃げ地図を活用して、事前に具体的な避難方法を検討しておくことが  
重要である。

下田市吉佐美地区では、津波からの逃げ地図に土砂災害警戒区域図を重ねた地図を作成したところ、区指定の緊急避難場所 23 カ所中 3 カ所が急傾斜地崩落危険箇所等、1 カ所が土石流危険渓流等と重なっていた。また、急傾斜地崩落危険箇所等として色塗りされた区域内に道路が多く見られたことから、津波からの逃げ地図と津波＋土砂災害を考慮した逃げ地図を作成・比較することで、吉佐美区が指定した緊急避難場所を検証した。



#### 吉佐美地区の 逃げ地図を一緒につくろう！

逃げ地図とは、安全な場所まで避難するために必要な時間を色分けした地図です。今年2月に下田中学校の中学1年生たちが作成して新聞で大きく取り上げられました。今回は土砂災害にも留意した逃げ地図を作成します。

日時：平成26年12月11日（木）午後7時～9時  
会場：吉佐美区事務所（静岡県下田市吉佐美561）  
講師：木下勇（千葉大学教授）・山本俊哉（明治大学教授）  
主催：吉佐美地区住民有志



緊急避難場所を検証した吉佐美区の逃げ地図WSの案内

吉佐美区の逃げ地図WSの様子

[秩父市久那地区](#)では、土砂災害からの逃げ地図を作成した久那地区の関係町会はそれぞれ、作成した逃げ地図を活用して、指定緊急避難場所を見直すとともに、災害時に緊急避難場所として利用したい民間施設の所有者に協力をお願いした。また、避難行動要支援者の避難方法について検討を重ねることとした。

### ■ 避難に関する発令時に留意した検討

- 大雨等に伴う洪水や土砂災害等、気象条件の変化に応じて、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示（緊急）を発令する災害については、その発令時の状況や住民に求められる行動を念頭に、どこにどのように避難するかを検討する必要がある。

#### 避難準備・避難勧告・避難指示等の発令基準

	発令時の状況	住民に求められる行動
<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者や高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況（避難所は開設し、自主避難）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者や高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
<b>避難勧告</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始</li> </ul>
<b>避難指示（緊急）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動（建物内での鉛直避難等）</li> </ul>

#### （参考）

- 「避難準備情報」の名称については、2016年台風10号の水害の際、岩手県岩泉町の高齢者施設において適切な避難行動がとれなかったことを重く受け止め、内閣府（防災担当）は高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、同年12月に「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更することにした。
- 避難勧告等に関する過去の検討経緯は、[こちら](#)
- [http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161027\\_siry002.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161027_siry002.pdf) を参照のこと。
- 内閣府（防災担当）が2015年8月に一部改定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、[こちら](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2015.html) [http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline\\_2015.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2015.html) を参照のこと。

### 3-6 避難場所を指定する

- 逃げ地図づくりを通して緊急避難場所をできる限り多く確保し、その中から一定の基準を満たした緊急避難場所を指定することが重要である。
- 緊急避難場所の指定にあたっては、被災後に避難生活を送る避難所と明確に区別するとともに、災害の種別に分ける必要がある。

#### ■ 緊急避難場所の候補を広げる

- ・ 逃げ地図づくりは、避難目標地点を定めて、そこに至る避難経路の避難時間を可視化するが、その避難目標地点は必ずしも緊急避難場所とは限らない。つまり、津波の場合は、津波想定浸水区域外の境界線（想定される津波の遡上ライン）と道路・通路等の交点を避難目標地点としており、その多くは緊急避難場所として認識されているとは限らない。また、土砂災害の場合は、第一義的には土砂災害警戒区域外の安全な施設全てが避難目標地点となりうるが、大雨に備えて一時的にとどまることが可能な緊急避難場所の候補施設を避難目標地点として設定して逃げ地図を作成する。
- ・ つまり、逃げ地図づくりは、避難目標地点の設定を通して、緊急避難場所の候補を広げ、もしくは絞り込む作業であり、その候補の中から緊急避難場所を指定することが重要である。

#### ■ 緊急避難場所と避難所を区別する

- ・ 切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所として、津波や土砂災害などの災害の種別に、市町村長が指定した一定の安全性の基準を満たす施設又は場所をいう。
- ・ 従来の災害対策基本法では、危険を逃れる緊急避難場所と被災後に避難生活を送る避難所が明確に区別されておらず、緊急避難場所は災害の種別に分けて指定していなかったことから、東日本大震災では被害拡大の一因になった。このため、2013年6月に改正された災害対策基本法では、緊急避難場所と避難所を明確に区別し、災害種別に緊急避難場所を指定することを促した。
- ・ 高台の安全な区域内に位置する学校施設などのように、緊急避難場所と避難所を兼ねて指定することができる。参照→<http://shiga-bousai.jp/dmap/help/hinajo-teigi.pdf>
- ・ 国土地理院では、2013年6月の災害対策基本法改正に伴い、緊急避難場所や災害種別をわかりやすく表示するため、下図の地図記号→<http://www.gsi.go.jp/kikaku/kikaku20140423.html> を定めた。



#### ■ 津波からの緊急避難場所

- ・ 津波からの緊急避難場所は、高台など安全な区域内、又は一定の基準を満たす津波避難ビルなどの施設や場所を指定するほか、逃げ地図づくりなどを通して、その候補を増やすことが重要である。内閣府の「津波避難ビル等に係るガイドライン」(<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h17/pdf/guideline.pdf>)では、津波避難ビル等は、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難施設であり、その指定・普及の推進にあたって認識しておくべき最も重要な点は、津波から生命を守る可能性の高い手段を、地域内に少しでも多く確保していく姿勢であることを明言している。
- ・ 災害対策基本法施行令第20条の3 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37SE288.html>)に定められた津波避難ビルなど安全な区域外にある指定緊急避難場所の基準は、次のとおりである。
  - ① 津波に伴う水圧等によって損壊、転倒等を生じない構造であること。



- ② 想定される津波の水位以上の高さに屋上その他居住者等受入部分が配置されていること。
- ③ 当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段その他経路があること。
- ・ 参考までに、国土交通省国土技術政策研究所等が2012年2月に定めた「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」→[http://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2013/11/12\\_tsunami01.pdf](http://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2013/11/12_tsunami01.pdf) には、津波荷重の算定式や木造を含めた設計例などが示されている。

#### ■ 土砂災害からの緊急避難場所

- ・ 土砂災害からの緊急避難場所は、土砂災害警戒区域外の公的施設、又は土砂災害警戒区域内の一定の基準を満たす施設を指定するほか、逃げ地図づくりなどを通して、その候補を増やすことが重要である。国土交通省砂防部の「土砂災害警戒避難ガイドライン」(<http://www.mlit.go.jp/common/001087388.pdf>) では、民間施設を一時的な避難場所として協定を結ぶなどして、できる限り最寄りに安全な避難場所の確保に努めることを示唆している。
- ・ 土砂災害特別警戒区域においては、居室を有する建築物を崩壊土砂の衝撃に対して安全な構造にすることが求められており、土砂災害警戒区域内の指定緊急避難場所についてはこれに準拠した安全な構造にすることが望ましい。具体的な構造基準は、建築基準法に基づく政令で、土砂災害の原因となる自然現象ごとに定められている。参考→[http://www.takashio.pref.hiroshima.jp/portal/kaisetsu/keikaihelp/05\\_07.htm](http://www.takashio.pref.hiroshima.jp/portal/kaisetsu/keikaihelp/05_07.htm)

### 3-7 避難場所や避難経路を整備・管理する

- 津波からの緊急避難場所は、逃げ地図づくりを通して点検を重ね、避難階段等を整備して避難困難区域を少なくしていく努力が必要である。
- 土砂災害からの緊急避難場所及び避難行動要支援者施設が土砂災害警戒区域内にある場合は、崩壊土砂の衝撃に対して安全な構造になるように建築物を補強することが重要である。

#### ■ 津波からの緊急避難場所の整備・管理

- ・ 津波浸水想定区域内外に緊急避難場所をできる限り多く確保するため、逃げ地図づくりを通して点検を重ね、関係者の理解と協力を得て避難階段等を整備して避難困難区域を少なくしていく努力が必要である。
- ・ 津波からの緊急避難場所は、津波浸水想定区域外の高台に至る避難道路・避難階段又は津波浸水想定区域内の既存施設の屋上等への避難階段を整備することで確保することができる。そのほか、既存の広場を盛土した整備事例も見られる。

#### ● 参考事例

- ・ [鎌倉市材木座地区](#)では、逃げ地図づくりワークショップが契機となり、材木座自治連合会の役員らが自ら材料を調達して裏山の斜面に避難階段の踏面とパイプ管の手すりを整備し、高齢者でも容易に登れるようにした。また、避難経路を短縮するため隣地の住民の了解を得て非常時にブロック塀を簡単に乗り越えられる簡易な避難階段を取り付けるなどの自助・共助の取り組みが広がった。

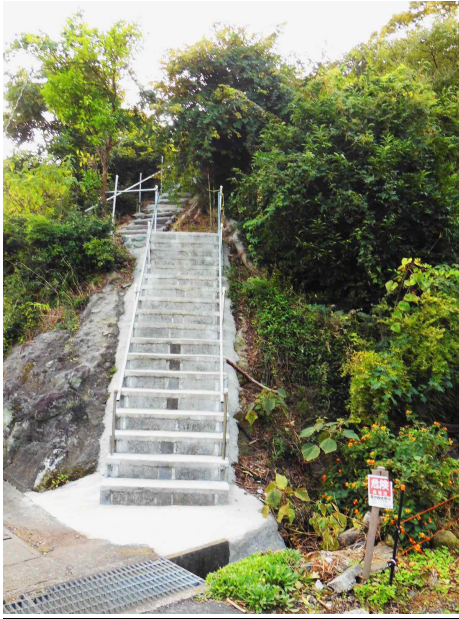


材木座自治連合が整備した避難階段



隣地の住民の協力を得て避難階段を整備した事例

- ・ [下田市吉佐美地区](#)では、住民らが地区内を点検して緊急避難場所を指定するとともに、緊急避難場所が少ないエリアには住民らが自ら協働して簡易な階段と手すりを整備し、逃げ地図づくりワークショップでその効果と課題を検証した。



住民らが協働して整備した避難階段（下田市吉佐美地区）

- ・ 日立市は、日立駅の東側（海側）に位置し、東日本大震災に伴う津波により地区の一部が浸水した旭町地区の避難に関する安全性を高めるため、復興交付金を活用し、狭隘な市道 3225 線を幅員 6m に拡幅整備して避難行動要支援者を乗せた車が交錯せずに円滑に避難できるようにするとともに、高台の日立駅前広場に通じる鋼製の避難階段を整備した。避難階段の整備にあたっては、夜間も安全かつ円滑に避難できるよう、ソーラライトや耐久性・弾力性に優れた踏板などを設置した。
- ・ 参考→[http://www.city.hitachi.lg.jp/shinsai/011/p039426\\_d/fil/02.pdf](http://www.city.hitachi.lg.jp/shinsai/011/p039426_d/fil/02.pdf)



旭町地区から日立駅前広場に通じる避難階段

- ・ 茨城県高萩市は、東日本大震災で津波被害があった沿岸部の東小学校と高萩中学校の校舎（3階又は4階建）および市営住宅の住棟（4階建）の屋上に通じる屋外階段を整備して津波からの緊急避難場所を合計 10 箇所確保した。このうち、高萩中学校では、4階建の北棟に 650 人、3階建の南棟に 1,000 人を収容可能である。  
参考→[茨城新聞 2014 年 12 月 1 日記事 http://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f\\_jun=14173455234078](http://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=14173455234078)



左から高萩市立東小学校、高萩中学校、高萩市営住宅に整備した避難階段

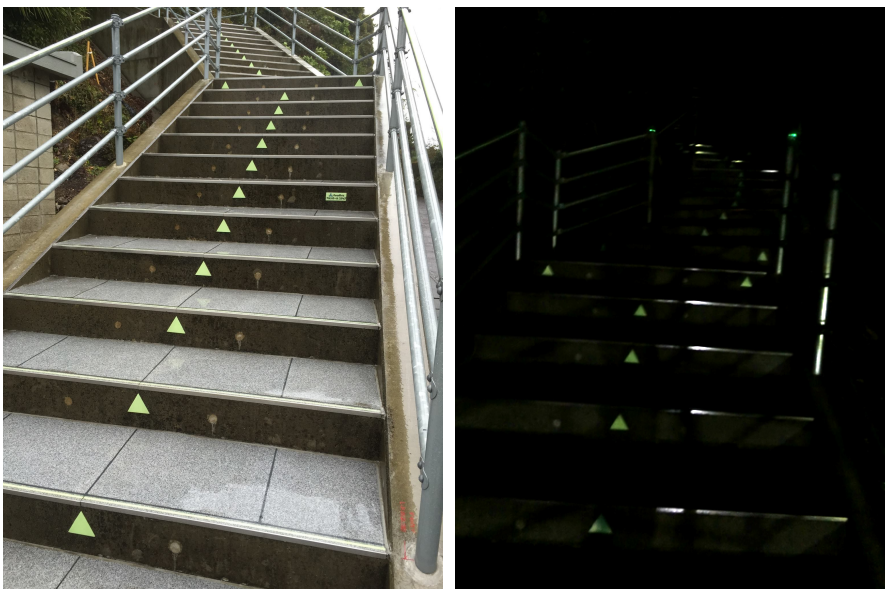
- 茨城県日立市は、東日本大震災の経験を生かし、近くに高台がなく津波が溢水するおそれがある川沿いの留町地区に、従前ゲートボール場だった市有地を活用して高さ6m盛土して約400人を収容できる津波からの避難マウンド（築山）を整備した。避難マウンドには2箇所の階段の他に、避難行動要支援者の車椅子や車両が乗り付けられるようにスロープを設置した。留町地区は海拔1mで、整備した緊急避難場所は海拔7m、約400㎡の広さがあり、ソーラライトも整備されている。

参考→[http://www.city.hitachi.lg.jp/shinsai/011/p039426\\_d/fil/02.pdf](http://www.city.hitachi.lg.jp/shinsai/011/p039426_d/fil/02.pdf)



日立市南部の留町に整備された津波からの避難マウンド（築山）

- 高知県黒潮町では、町内各所の高台に避難階段を整備して津波からの緊急避難場所を確保しているが、停電した夜間でも避難階段が見えるように、踏板に△マークの蓄光材を埋め込んでいる。



△マークの蓄光材を埋め込んだ黒潮町の津波避難階段（左側：昼間、右側：夜間）

## ■ 津波避難タワー等の整備・管理

- ・高台への水平避難に時間を要し、周囲に鉛直避難が可能な既存の建物等がない地域では、津波避難タワー等を新設することが必要となる。
- ・津波避難タワー等の整備にあたっては、想定される津波に対して十分な高さがあり、想定される津波波力等に対しても安全な構造を有し、津波発生時に直ちに使用できるようにする必要がある。
- ・国土交通省港湾局は、2013年10月に「[港湾部の津波避難施設に関する設計ガイドライン](http://www.mlit.go.jp/common/001016931.pdf)」(<http://www.mlit.go.jp/common/001016931.pdf>)を策定し、その規模や配置の方策や、構造や設備に関する留意事項についてとりまとめている。

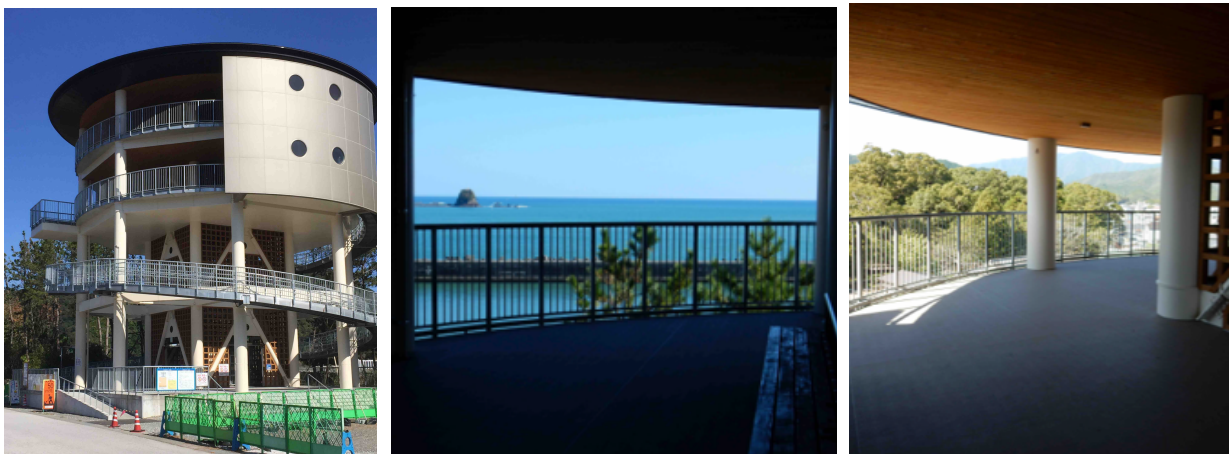
(参考事例)

- ・青森県八戸市は、東日本大震災で津波被害を受けた多賀地区に高さ13m、80人収容の津波避難タワーを整備した。上部の北側と東側には雪避けルーバーを設置して居室型避難スペースと避難階段への積雪を防いでいる。



青森県八戸市多賀地区の津波避難タワー

- ・高知県中土佐町は、文化的景観重要地区に指定された久礼地区に、周辺景観に配慮した円柱型の津波避難タワーを整備した。高さは地上20mで、2層の避難階には400人の収容が可能である。コンクリート充填鋼管の杭は地下28mの岩盤に3m岩着させ、避難階へは螺旋型のスロープと階段のほか、避難用のゴンドラを設置している。避難階には防災倉庫やエレベーターによる救助スペースを確保し、震度5以上の揺れで開く鍵箱には、防災倉庫や非常用扉の鍵を入れている。なお、休日は展望台として一般開放している。



周辺景観に配慮して整備した中土佐町の津波避難ビル（左側：全景、中央：避難階から海を見る、右側：避難階）

- ・2004年のスマトラ島沖地震に伴う津波で甚大な被害を受けたバンダアチェ市には、JICAが支援して建てた津波避難タワーが3棟あるが、普段はほとんど利用されていないことから、その活用が課題となっており、2016

年には日本からの市民団体も参加してコミュニティ施設として活用するワークショップが開催された。



インドネシアのバンダアチェ市に整備された津波避難タワーの事例

#### ■ 土砂災害からの避難施設の整備・管理

- 土砂災害からの指定緊急避難場所は、土砂災害警戒区域外に確保されているか点検するとともに、土砂災害警戒区域内にある場合には、崩壊土砂の衝撃に対して安全な構造になるように建築物を補強するとともに、速やかに開設できる管理体制を整えておく必要がある。
- 高齢者施設等の避難行動要支援者が居住している施設が土砂災害警戒区域内に立地している場合は、避難準備・高齢者等避難開始の発令後速やかに避難できる体制を整える必要がある。また、万一の場合に備え、崩壊土砂の衝撃に対して安全な構造になるように建築物を補強することが望ましい。

参考→総務省「土砂災害防止対策に関する実態把握結果」[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000192769.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000192769.pdf)

### 3-8 地区防災計画を立案する

- 作成した逃げ地図を踏まえて検討した避難計画は、地区防災計画の素案として市町村長に提出し、市町村地域防災計画の一部に定めることが望ましい。
- 地区防災計画は、逃げ地図の作成を通して、一定期間ごとに計画を見直すことが重要である。

#### ■ 地区防災計画とは

- ・ 地区防災計画は、東日本大震災の経験を踏まえて平成 25 年に改正された災害対策基本法 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0223.html>) の第 42 条に定められた制度であり、地区の住民や事業者が市町村防災会議にその素案を提案することができる。この場合に過半数などの厳密な要件はない。
- ・ 地区防災計画に定める事項は、特定されておらず、緊急避難場所の指定や避難行動要支援者の対応から災害発生時の住民と事業者の相互支援など地区の防災活動を広く対象としている。
- ・ 市町村防災会議は、地区防災計画を定める必要性を判断した時は、市町村地域防災計画にその地区防災計画を定めなければならない。
- ・ 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合は、地区の住民や事業者はその計画に従って防災活動をするよう努力義務が課せられる。

(参考サイト)

内閣府：みんなでつくる地区防災計画（地区防災計画ガイドラインとモデル地区の取組）

→ <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/>

都道府県地域防災計画の総覧 → <http://www.db.fdma.go.jp/bousaikeikaku/>

地区防災計画学会（地区防災計画に係る普及啓発、調査研究等） → <http://www.gakkai.chiku-bousai.jp/>

#### ■ 地区防災計画に関連する法制度

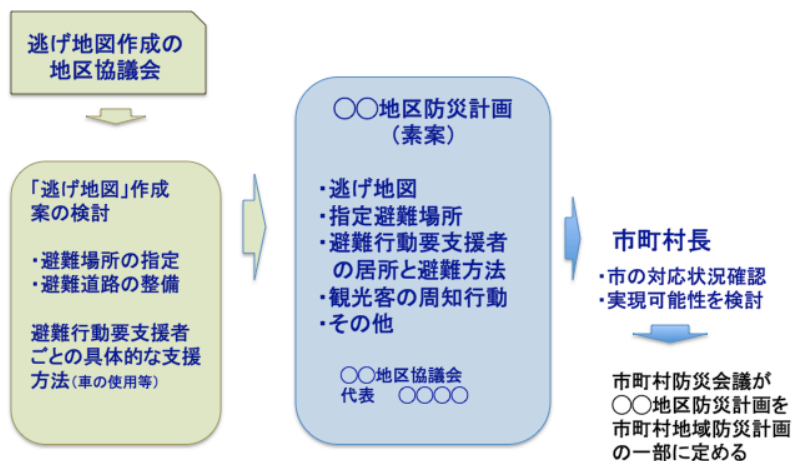
- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年改正災害対策基本法では、主に以下の 4 点が定められた。
  - ① 大規模広域な災害に対する即応力の強化
  - ② 大規模広域な災害時における被災者対応の改善
  - ③ 教訓伝承、防災教育の強化などによる防災意識の向上
  - ④ 地域防災計画の策定等への多様な主体の参画
- ・ 続く平成 25 年改正では、住民等の円滑かつ安全な避難の確保が強調され、避難所と緊急避難場所を区別すること、要援護者名簿や防災マップを作成することなどが定められた。また、平素からの防災への取組を強化するため、「減災」の考え方を基本理念とし、地区防災計画の提案がなされた。平成 25 年改正に伴う緊急避難場所の指定や住民等への周知のための措置、避難行動要支援者名簿作成の義務付けは、地区防災計画制度とともに、逃げ地図づくりと極めて関連深い事項である。
- ・ 緊急避難場所の指定（災害対策基本法第 49 条の 4）：市町村長は、洪水、津波などの異常な現象ごとに、緊急時に一時的に避難する緊急避難場所を指定しなければならない。
- ・ 避難行動要支援者の名簿の作成及び事前の開示（同法第 49 条の 10、第 49 条の 11）：市町村長は、避難において支援が必要な者の名簿を、個人情報保護条例の規定にかかわらず、作成しなければならない。本人の同意を事前に得ることを前提として、民生委員など避難行動の支援の実施に係わる関係者（その範囲は市町村地域防災計画に定めるものとする）に対して、名簿情報を提供するものとする。

#### ■ 逃げ地図作成から地区防災計画の立案

- ・ 内閣府災害対策法制企画室長として地区防災計画制度等の災害対策基本法改正の制度設計を担当した佐々木晶二氏は、著書の「政策課題別都市計画制度 徹底活用法」（ぎょうせい）の中で、逃げ地図の作成から地区防災計画の立案の流れを次のように説明している。
  - ① 自治会長などを通して、住民や学生に呼びかけて、逃げ地図づくりの地区協議会を開催して、逃げ地図を作成する。
  - ② 逃げ地図の避難目標地点付近に、すでに指定された緊急避難場所があればそれを記載し、まだ指定されていない場合は、地区住民で話し合っ

- ③ 避難行動要支援者名簿が既に提供されている場合には、その要支援者ごとに具体的な支援の方法（例えば、自動車で例外的に避難することを認める）を地図にポイントを落として記載する。当該名簿が提供されていない場合には、提供された段階で記載を追加する。
- ④ 観光地などにおいては、旅館など事業者に対して、観光客に対する逃げ地図の周知を努めることを記載する。
- ⑤ 以上の内容を記載したものを、当該地区協議会で了解した上で、地区協議会名、自治会長名など、そのまとまった地区を表現する代表者名で、〇〇地区防災計画の素案として、市町村長に提出する。
- ⑥ 市町村長は、提案された地区防災計画の素案の内容のうち、緊急避難場所の指定、避難路の整備など、市町村の対応状況を確認し、市町村としての実現可能性をきちんと踏まえた上で、市町村防災会議において、〇〇地区防災計画として、市町村地域防災計画の一部に定めることとする。

- ・つまり、その地区の自治会などの主催で開催した逃げ地図づくりワークショップを地区協議会として位置付け、逃げ地図に記載された緊急避難場所の指定など住民らが必要とする避難計画の内容をまとめれば、地区防災計画の素案として市町村に提出して市町村地域防災計画の一部に定めることができる。
- ・地区防災計画の素案づくりにおいては、緊急避難場所の指定など住民らが必要とする避難計画の検討とその内容についての合意形成が重要になることから、逃げ地図づくりワークショップを少なくとも2回開催する必要がある。



### 逃げ地図作成から地区防災計画立案のフロー図

佐々木昌二「政策課題別都市計画制度 徹底活用法」（きょうせい、2015年）をもとに作成

**秩父市久那地区**では、久那地区防災計画「土砂災害編」（案）を立案し、①平時から進めておくべきこと、②避難準備情報発令時の行動、③避難勧告及び避難指示発令時の行動、④避難者及び避難所の対応の4章で構成し、このうち①～③は、各町会がとるべき対応と住民がとるべき対応を分けて、具体的な行動規範を示した。作成した逃げ地図については、各町会は平時から広く住民に周知し、住民は指定避難場所を確認しておくこと、避難準備情報等の発令時には逃げ地図を活用して町会指定避難場所に向かうことを明文化した。

**秩父市上白久地区**では、久那地区の取組を踏まえて、避難目標地点や避難障害地点など条件の異なる5種類の土砂災害からの逃げ地図を作成した。その成果と課題を整理した上で、地区防災計画の素案づくりを念頭において、大雨時の緊急避難場所の指定を見直すとともに、大雨警報または避難準備・高齢者等避難開始、土砂災害警戒の発令時の避難計画案を作成した。上白久地区防災計画「土砂災害編」（案）は、地区全世帯に全戸配布した逃げ地図を使って実施する避難訓練を経て立案を検討することにした。

### ■ 逃げ地図づくりを通じた計画の見直し

- ・逃げ地図は、避難目標地点や避難障害地点などの条件を変えると、避難経路や避難時間の異なる地図ができることから、状況の変化に応じた避難場所や避難経路などの避難リスクに関する点検・評価に有効なツールである。



- ・地区防災計画などに基づく新たな緊急避難場所の指定や避難路の整備などにより、避難リスクが変わることから、地区防災計画は、逃げ地図の作成を通して、一定期間ごとに計画を見直すことが重要である。